

《春日部市内保育施設等の災害時における臨時休園等の基準》

警戒レベル	避難情報	防災気象情報等	住民がとるべき避難行動	各施設の対応	
				開園時間前	開園時間中
警戒レベル5	緊急安全確保※ (エリア指定又は全域)	大雨特別警報 氾濫発生情報など	・直ちに安全な場所で生命を守るための最善の行動をとる	<p style="text-align: center;">臨時休園</p> <p>※保護者へ連絡する。(安全が確保される場合に限り、必要な方の保育を検討)</p>	<p style="text-align: center;">児童降園後に臨時休園</p> <p>※保護者に速やかなお迎え依頼。 ※お迎えや引き渡し危険な場合は安全な状況になってからの対応。 ※原則速やかに避難所へ避難。 ※園内が安全の場合は、園で待機。</p>
警戒レベル4	避難指示 (エリア指定)	土砂災害警戒情報 氾濫危険情報など	・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全確保)		
警戒レベル3	高齢者等避難 (エリア指定)	大雨警報 氾濫警戒情報など	<p>・高齢者等は、危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)</p> <p>・高齢者等以外の人も必要に応じ、出勤等の外出を控えるなど、普段の行動を見合わせ始めたり危険を感じたら自主的に非難する段階</p>		
警戒レベル2	—	大雨注意報 洪水注意報など	・ハザードマップ等により、災害が想定されている区域や避難先、避難経路、避難のタイミングを確認	開園	
警戒レベル1	—	早期注意情報	・最新の防災気象情報等に留意するなど、災害への心構えを高める		

※災害の状況を確実に把握できるものでない等の理由から、警戒レベル5は必ず発令される情報ではない。

※警戒レベルは市が発令し、防災情報としてニュース等から発信される「警戒レベル〇相当」とは異なる。

留意事項

- ① 上記基準は、警戒レベルが発令された地区に所在する保育所等を対象とした臨時休園等の基準とする。
- ② 上記の基準によらず、総合的な判断により、登園自粛要請や臨時休園等を決定することがある。
- ③ 上記基準の基準のほか、施設として個別の事情を考慮して独自の対応が必要と考えられる場合には、事前に市と対応を協議すること。